

## 媒介契約書の特約事項に基づき 固定資産評価証明書等の交付申請をされる 場合の留意事項

なりすましなどによる証明書等の不正な交付申請を防止し、納税者の個人情報を保護するため、媒介契約書の特約事項に基づいて固定資産評価証明書等を申請する場合には、下記の留意事項を必ずお守りください。



- 1 媒介契約書の原本をご提示ください。
- 2 媒介契約書に、証明書の取得又は課税台帳の閲覧の委任に関する特約事項が明記されていない場合は、証明書の発行や課税台帳の閲覧はできません（別途委任状を提出してください<sup>(※)</sup>）。また、土地・家屋名寄帳については媒介契約書の特約事項に記載がされていても発行はできません。※委任状提出の場合、申請書には代表者印の押印が必要です。
- 3 媒介契約を締結した依頼者が1月1日現在の所有者（納税義務者）でない場合は、関係（公課）証明書の発行はできません。
- 4 媒介契約書に係る宅地建物取引業者が法人で、その従業員が交付申請をする場合は、本人確認書類（運転免許証等）に加えて従業員証（名刺は不可）の提示が必要です。
- 5 媒介契約書の有効期間内のもの限り受付できます。契約期間が更新されている場合は、その旨を約した書類の提示が必要です。
- 6 媒介契約を締結した依頼者の住所・氏名が、都税事務所にて登録された住所・氏名と異なる場合は、住所移転の経過や氏名変更が確認できる書類（住民票・戸籍謄本等）の原本の提示が必要です。
- 7 所有者が亡くなり、媒介契約を締結した依頼者が相続人である場合は、依頼者が所有者の相続人であることが分かる書類（戸籍謄本等）及び所有者の死亡の事実が確認できる書類（除籍謄本等）の原本の提示が必要です。
- 8 土地の媒介契約書の備考欄に「古家あり」等の記載がされていて、当該家屋について交付申請があった場合は、当該家屋は媒介契約の対象であるとは解されないため、交付申請には応じられません。